

## 諮問書

佐市教委社教第150号  
平成24年10月25日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市教育委員会  
教育長 東島正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 諒問事項

赤松公民館での監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集を行うこと  
の可否について

#### 2. 諒問理由

赤松公民館は赤松校区の拠点施設として設置しているが、施設管理のため、事務室から死角になる部分をできるだけ少なくしたいと考えている。

赤松公民館では他の公民館と異なる点として、児童が自由に集うフリースペースを設置しており、外部からの不審な行動等の抑止効果が期待できる監視カメラを設置する。

#### 3. 所管課

社会教育課

#### 4. 設置時期

平成14年4月1日

#### 5. 監視カメラの概要

##### (1) 設置場所及び設置台数

・館内事務室から死角となる箇所に設置する。(別紙参照)

(現在の設置箇所：玄関付近、通路、集会室、フリースペース 計4箇所)

- ・設置台数は当面の間4台とするが、今後の状況に応じ、増減の可能性あり。

(2) 撮影された動画モニターの閲覧

- ・監視カメラは閲覧専用とし、記録は行わない。
- ・カメラで撮影された動画は公民館職員が事務室で閲覧できる。

(3) 掲示及び広報

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。(別紙  
参照)

## 赤松公民館監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立赤松公民館（以下「公民館」という。）における不審者等の行動を抑止し、利用者の安全を確保する目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、必要に応じて、公民館において事務室から死角となる場所の中から選んで設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、通行人の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、公民館長とする。
- 3 取扱者は、公民館に勤務する職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (モニターの取り扱い)

第4条 モニターは、事務室で閲覧する。

- 2 撮影された動画は、各種媒体による記録は行わない。
- 3 管理者又は取扱者は、設置した監視カメラを定期的に巡回する。

### (委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附則

この基準は平成24年1月1日から実施する。

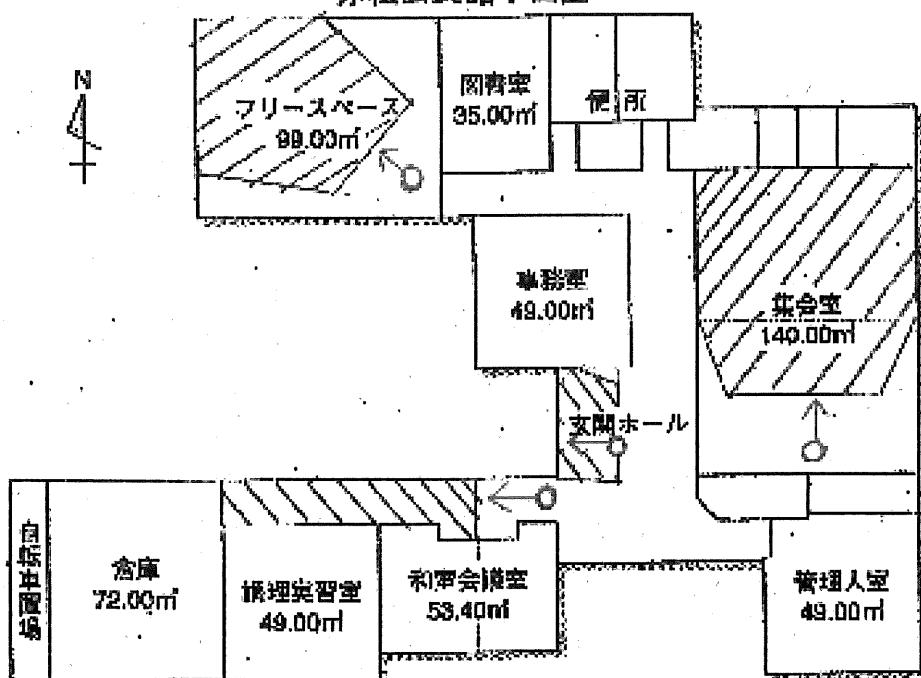
## 公民館施設、設備

## 1. 施設の平面図

建物面積 787.39m<sup>2</sup>敷地面積 3,164.77m<sup>2</sup>

本館 鋼骨造平屋建

赤松公民館平面図



○ カメラ

↑ 向き

摄影範囲



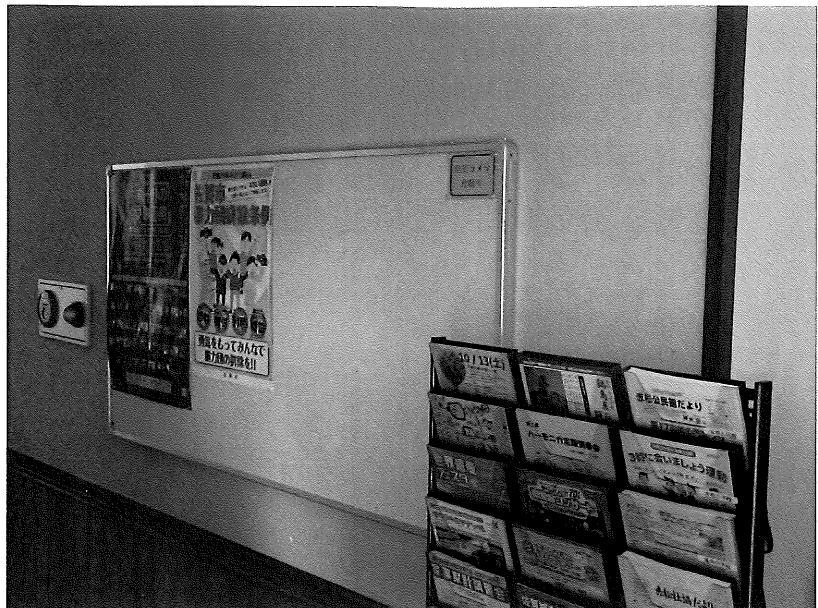
↑玄関



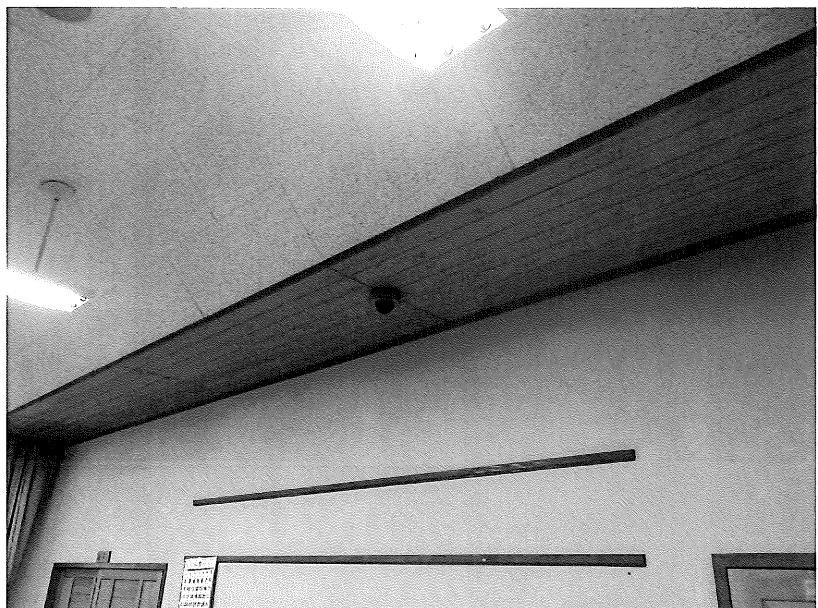
↑玄関張り紙



↑通路



↑通路張り紙



↑集会室



↑集会室張り紙



↑ フリースペース



↑ フリースペース張り紙



↑ モニター（事務室）